

報告第3号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年4月28日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月22日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 300,000円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として300,000円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 西磐井郡平泉町平泉字正法1番地8
株式会社みちのくクボター一関店
店長 照井 弘之 氏

4 事故の概要

令和4年1月18日午前9時10分頃、真柴字吉野沢地内において、保健福祉部子育て支援センターの職員がリース車両である公用車で市道金沢線を走行中、路面が凍結していたことから車両が滑り、道路脇の傾斜に乗り上げ横転し、全損したため、相手方との賃貸借契約を中途解約することによる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月14日

一関市長 佐藤善仁

1 損害賠償の額 165,847円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として165,847円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 大船渡市
個人

4 事故の概要

令和4年1月18日午後1時20分頃、藤沢町黄海字京堂地内において、建設部建設整備課の職員が公用車で市道山中沼崎線を走行中、対向車線に停車している相手方車両を確認したことから、ブレーキをかけ減速したところ、路面が凍結していたため車両が滑り、相手方車両のフロント右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月7日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 38,500円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として38,500円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町大原字一六12番地
大原地区街路灯管理組合
組合長 熊谷 治彦 氏

4 事故の概要

令和3年12月3日午後4時40分頃、大東町大原字中島地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が市営バスで市道大原水かけ祭り線を走行中、運行経路を誤ったことから、正規の経路に戻ろうと方向転換し、車両を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、相手方が所有する街路灯に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント